



# 山形県公報

令和5年8月18日(金)  
第430号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……859

### 公 告

○特別保護地区指定の予定……………(みどり自然課) ……862

## 告 示

### 山形県告示第590号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年8月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
天童市農業協同組合  
代表理事組合長 金平 芳己  
天童市老野森二丁目1番1号
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			備考	変更年月日
変更前	変更後			
齋藤 紀男 玄米、小麦、大豆、そば			国内産農産物に限る。	令和5年6月30日
五十嵐 博 玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
須藤 誠市 玄米、小麦、大豆、そば				
有路 雅樹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
押野 哲哉 玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
鈴木 康裕 玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
須藤 桂 玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
武田 友彰 玄米、小麦、大豆、そば	同 左			
山口 輝 玄米、小麦、大豆、そば	同 左			

狩野 徹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
須藤 徹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
滝口 翔平 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
松浦 英輝 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
神尾 静也 玄米、小麦、大豆、そば		
村山 元春 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
今田 将文 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
井上 拓 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

庄内たがわ農業協同組合  
代表理事組合長 海藤 喜久男  
鶴岡市上藤島字備中下3番の1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
叶野 浩 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和5年7月10日
石川 輝紀 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
日向 一也 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
大滝 尚 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
齋藤 正之 玄米、大豆、そば	同 左		
小林 卓史 玄米、大豆、そば	同 左		
今井 俊 玄米、大豆、そば	同 左		
野尻 秀一 玄米、大豆、そば	同 左		
清野 清晃 玄米、大豆	同 左		
阿部 正 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 誠 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
梅津 茂雄 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		

佐藤 俊喜 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
山木 均 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
鈴木 繁則 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
五瓶 正人 玄米、大豆、そば	同 左
菅原 剛 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
五十嵐 順 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大井 広明 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 正春 玄米、大豆、そば	同 左
阿部 慶和 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
庄司 学 玄米、大豆	同 左
高橋 健児 玄米、大豆、そば	同 左
山口 龍士 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
池田 直史 玄米、大豆、そば	同 左
小田 一貴 玄米、大豆、そば	同 左
阿部 仁 玄米、大豆、そば	同 左
遠藤 貞吉 玄米、大麦、大豆、そば	同 左
板垣 渉 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
今野 今人 玄米、大豆、そば	同 左
鈴木 重昭 玄米、大豆、そば	同 左
大滝 正人 玄米、大豆、そば	同 左
藪田 凌也 玄米、大豆、そば	同 左
伊藤 隆 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
佐藤 玄明 玄米、大豆、そば	同 左
奥山 和樹 玄米、大豆、そば	同 左

加藤 慧真 玄米、大豆、そば	
安野 仁 玄米、大豆、そば	同 左
五十嵐 暢弘 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 克典 玄米、大豆、そば	同 左
阿部 秀一 玄米、大豆、そば	同 左
安野 拓 玄米、大豆、そば	同 左
高橋 歩 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 文秋 玄米、大豆、そば	同 左
板垣 綾斗 玄米、大豆、そば	同 左
	榎本 圭恭 玄米、大豆、そば
	清水 誠太 玄米、大豆、そば

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 板垣糧穀株式会社  
 代表取締役 板垣 隆志  
 山形市西崎49番地2
- (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
板垣糧穀株式会社 代表取締役 板垣 眞司 山形市西崎49番地2	板垣糧穀株式会社 代表取締役 板垣 隆志 山形市西崎49番地2	令和5年3月31日

## 公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において令和5年8月31日まで縦覧に供する。

令和5年8月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 月山特別保護地区
- 2 区 域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案
  - (1) 特別保護地区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 特別保護地区の指定目的

月山鳥獣保護区は、月山の南西部に位置し、ブナを主とする天然広葉樹林が広がっている。

このような自然環境を反映して、ツキノワグマをはじめ、多様な鳥獣が生息している。特に月山鳥獣保護区の中でも、当該区域は、ブナ林等の原生的な自然が残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。また、山形県立自然博物館の自然観察のフィールドとして活用していることもあり、生態系を適切に保存する必要がある。

このため、当該区域は、月山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

## (3) 管理方針

- イ 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ロ 利用者等による鳥獣を驚かすような行動、ゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- ハ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、農林業被害や人身被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。
- ニ 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場並びに環境教育及び学習の場として活用を図る。

## 5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

## (1) 意見書の受付期間

令和5年8月18日から同月31日まで

## (2) 意見書の提出先

環境エネルギー部みどり自然課又は村山総合支庁保健福祉環境部環境課

令和5年8月18日印刷 発行所 山形県庁  
令和5年8月18日発行 発行人 山形県